

令和4年3月15日
学校法人国際医療福祉大学

ハラスメントに係る教職員（管理職）の懲戒処分の公表について

当法人では、教職員におけるセクシャルハラスメント、パワーハラスメント、アカデミックハラスメント等のハラスメント行為は一切許さないという基本方針のもと、厳格な取組を進めています。

今般、令和2年度以降のハラスメントに係る懲戒処分のうち管理職に対し行ったものについて、一括して公表することとしました。

下記のとおり、公表します。

記

被処分者	処分内容	処分年月日	事案の概要
薬剤師 (退職)	出勤停止 (7日間)	令和2年 8月11日	被処分者は、女性職員に対する身体への接触、不適切な言動等のセクハラ、その他のパワハラ行為について、職員からハラスメントの申立（うち一部若手職員からはこれに伴う退職の申し出）があり、調査委員会で調査審議した結果、ハラスメントと認定された。

以上